



# 三重県公報

令和元年12月13日(金)

第 64 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
491	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
492	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	2
493	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 道 路 企 画 課 )	2
494	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	3
495	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	3
496	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	4
公 告			
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	4

**告 示**

**三重県告示第 491 号**

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
127	映画	白衣大発情 セックスは地球を救う！	新東宝映画	令和元年 12月13日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
128	映画	愛憎のうねり 淫乱妻とよばれて	オーピー映画		
129	映画	愛の小さな歴史	キングレコード		
130	映画	不実な女と官能詩人（原題） C U R I O S A	クロックワークス		
131	映画	猥褻奇談 生娘の白い太股	新東宝映画		
132	映画	発情物語 幼馴染はヤリ盛り	オーピー映画		
133	映画	ひとり妻 熟れた旅路の果てに	オーピー映画		
134	映画	強がりカポナータ	オーピー映画		

**三重県告示第 492 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡本総本店 津店  
津市南丸之内 17-29
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和元年 12 月 13 日から令和 2 年 1 月 14 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 493 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	167号	志摩市磯部町恵利原地内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始日

令和元年 12 月 13 日

三重県告示第 494 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三畑四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市小古曾町 2176 番 1 地先 から 四日市市小古曾町字山条 2181 番 1 地先 まで	旧	12.5	20.0
	新	12.5～15.0	20.0

第 2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯南町粥見字轡掛 180 番 1 地先 から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 2 地先 まで	旧	19.5～109.0	32.6
	新	19.4～110.2	32.6

第 3

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯南町粥見字黒切 172 番地先 から 松阪市飯南町粥見字黒切 177 番 2 地先 まで	旧	19.5～109.0	32.6
	新	19.4～110.2	32.6

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七日市字千日 1240 番 3 地先 から 松阪市飯高町七日市字千日 1240 番 1 地先 まで	旧	28.1～32.3	30.2
	新	28.1～44.2	30.2

三重県告示第 495 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 166号	松阪市飯南町粥見字轡掛 180 番 1 地先 から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 2 地先 まで	令和元年 12 月 13 日
国道 368号	松阪市飯南町粥見字黒切 172 番地先 から 松阪市飯南町粥見字黒切 177 番 2 地先 まで	令和元年 12 月 13 日
県道 南島大宮大台線	度会郡南伊勢町河内字寺垣外 498 番地先 から 度会郡南伊勢町河内字寺垣外 503 番地先 まで	令和元年 12 月 13 日
県道 中津浜浦五ヶ所浦線	度会郡南伊勢町船越字大浦 2984 番 3 地先 から 度会郡南伊勢町船越字大浦 2981 番 1 地先 まで	令和元年 12 月 13 日
県道 長島港古里線	北牟婁郡紀北町長島字大向井 2021 番 3 地先 から 北牟婁郡紀北町長島字大向井 2018 番 19 地先 まで	令和元年 12 月 13 日

三重県告示第 496 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	166号	松阪市飯南町粥見字轡掛 180 番 1 地先 から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 2 地先 まで
一般国道	368号	松阪市飯南町粥見字黒切 172 番地先 から 松阪市飯南町粥見字黒切 177 番 2 地先 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和元年 12 月 13 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業小俣地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌

日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令和元年12月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和元年12月16日から令和2年1月20日まで
- 3 縦覧の場所  
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕1丁目7番29号）

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---